規格化周波数（F／Fn）	相対減衰量（dB）	規定の種類
0.000	＋0.25	上限
0.000	－0.25	下限
0.200	＋0.25	上限
0.200	－0.40	下限
0.400	＋0.25	上限
0.400	－0.40	下限
0.985	＋0.15	上限
0.985	－1.20	下限
0.992	－0.50	上限
1.000	－2.00	上限
1.000	－4.00	下限
1.008	－4.00	上限
1.015	－7.00	上限
1.015	－11.00	下限
1.040	－16.00	上限
1.202	－24.00	上限
1.288	－35.00	上限
1.459	－35.00	上限
1.459	－40.00	上限

別図第九中「Fn＝16.29705［MHz］」を「Fn＝16.87805［MHz］」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第二号中「第八十一条」を「第八十一条第一項（デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項の規定を準用する部分に限る。）」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百三十三号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第三条第二項第二号及び第三号並びに第四項、第十七条（第二十四条、第二十四条の七、第三十二条、第五十六条、第六十六条、第七十七条及び第八十四条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第四項、第二十七条第四項、第三十六条第五項、第四十六条、第五十八条第五項（第八十四条において準用する場合を含む。）並びに別表第四十二号の3別記1注1の規定に基づき、関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット、セクション形式、ＴＳパケット、ＩＰパケット、ＵＬＥパケット、ＭＭＴＰパケット、圧縮ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子及び緊急警報放送メッセージの構成を次のように定め、平成二十六年七月三日から適用する。

なお、平成二十三年総務省告示第二百九十九号（関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット、セクション形式、ＴＳパケット、ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を定める件）は、平成二十六年七月三日限り、廃止する。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

1　関連情報の構成及び送出手順

一　共通情報のうち、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号に関するもの（以下「ＥＣＭ」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、その構成及び送出手順は別表第一号に示すとおりとする。

二　共通情報のうち、標準方式第八条第二号に関するもの（以下「ＡＣＩ」という。）は、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び受信機のスクランブルを解く機能の強制的な切替えを指令する制御情報とし、ＡＣＩ構成を示すプロトコル番号、スクランブルの運用主体を識別する事業体識別及びＡＣＩに含む情報を暗号化するために用いる暗号鍵を識別する暗号鍵識別を含むものとし、平成二十三年総務省告示第三百一号（映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を定める件）第2項に示すモジュールとして伝送するものとする。

三　共通情報のうち、標準方式第四十七条に関するものは、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び当該情報を示す制御情報（鍵管理システムに共通する情報を除く。以下「ＥＣＭ－Ｍ」という。）並びにスクランブルに関する情報のうち鍵管理システムに共通する情報（以下「ＥＩＭ－Ｍ」という。）とし、それらの構成及び送出手順は別表第二号に示すとおりとする。

四　個別情報（以下「ＥＭＭ」という。）は、国内受信者の個別の契約情報及び共通情報の暗号を解くための鍵情報とし、その構成及び送出手順は別表第三号に示すとおりとする。

2　ＰＥＳパケット、セクション形式、ＴＳパケット、ＩＰパケット、ＵＬＥパケット、ＭＭＴＰパケット、圧縮ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順

一　ＰＥＳパケットの送出手順は、別表第四号に示すとおりとする。

二　セクション形式の送出手順は、別表第五号に示すとおりとする。

三　ＴＳパケットの送出手順は、別表第六号に示すとおりとする。

四　ＩＰパケットの送出手順は、別表第七号に示すとおりとする。

五　ＵＬＥパケットの送出手順は、別表第八号に示すとおりとする。

六　ＭＭＴＰパケットの送出手順は、別表第九号に示すとおりとする。

七　圧縮ＩＰパケットの送出手順は、別表第十号に示すとおりとする。

八　ＴＬＶパケットの送出手順は、別表第十一号に示すとおりとする。